

十 十
一 一
発

ロ イ

十 十
三 二

十 十
四 四

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 価
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

初 期 利 子

の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 面 金
の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と
す る 。
平 成 二 十 八 年 六 月 二 十 七 日
十 額 十 額
五 面 錢 以 上 の 百 円 に つ き 九 十 九 円 五
銭 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 六 角

年 ○ ・ 二 パ ー セ ン ト
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、
募 入 金 額 に 加 え 、 第 二 号 に 規
定 算 出 し た 金 額 を 第 十 号 に 規
定 算 出 し た 日 に 払 込 む の と 規
定 算 出 し た 日 に 払 込 む の と 規

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.2 \times 7}{100 \times 365}$$

平 成 二 十 八 年 十 二 月 十 日 を 支
払 期 と し 、 次 の 式 に よ り 算 出
し た 金 額 を 支 払 う 。 た し 、 支 出
は 所 属 行 業 日 に 支 払 っ て 以
下 の 号 及 び 第 十 六 号 に お い て

規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2 \times 1}{100 \times 2}$$

十五

第二期
以後の
利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期にお

十六

償還
期限

る利子を支払う。以前六月間に属す

十七

償還
金額

平成四十八年六月二十日

十八

元利
支額

日本銀行額百円につき百円

十九

入札
参加

財務大臣から通知を受けた者

二十

払込
期日

平成二十八年六月二十七日